**認定の有効期間の半数を超えて利用する短期入所の取扱いについて**

平素は、本市介護保険行政にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

　今回、認定の有効期間の半数を超えて利用する短期入所に関する理由書について、下記のとおり提出期日や提出書類の見直しを行いましたので、通知します。

　介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたり「短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間の半数を超えないようにしなければならない。」こととなっております。（「藤井寺市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」第１５条第２４項）

　しかし、個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活維持のため必要と認められる場合には、理由書の提出により要介護認定の有効期間の半数を超える短期入所生活介護及び短期入所療養介護を例外的に利用することが可能となります。以上の内容を踏まえ、必要性を確認するために提出いただく書類は以下のとおりとします。

記

（１）届出期日

　　　短期入所累積利用日数が、要介護認定有効期間の半数を超えて利用しようとする場合は、利用予定月の前月末までに提出してください。

　　※提出が利用予定月の１０日を過ぎた場合は、遅延届を提出してください。

（２）提出書類

・初回

　　①短期入所サービス利用計画届出書

　　②居宅サービス計画書第１表・第２表及び週間サービス計画表（第３表）

　　③居宅サービス計画書にかかるサービス担当者会議の要点（第４表）

　　④サービス利用票（第６表）及びサービス利用票別表（第７表）

・２月目以降

　　①と④を提出してください。

※サービスの内容変更や居宅サービス計画書の再作成を行った場合は、初回同様①～④を提出

してください。